市町村議会で議決した意見書等（令和３年12月分）

令和4年1月5日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日	頁
1	八 幡 平 市	再審制度の速やかな改正を求める意見書	R3.12.14	1
2	北　上　市	選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書	R3.12.17	2

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和３年 12 月 14 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　法務大臣 【件　　　名】再審制度の速やかな改正を求める意見書 　再審は、誤って有罪とされたえん罪被害者を救済することを目的とした制度であり、えん罪被害者は速やかに救済されなければならない。しかし、現行の再審制度は、再審請求手続における全面的な証拠開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることによって、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みになっていない。 　再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしており、再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかであるが、証拠開示に係る明文の規定が存在せず、裁判所の裁量に委ねられている。平成28年に改正された刑事訴訟法の附則において、政府はこの法律の公布後、必要に応じ速やかに再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うことが求められる。 　また、検察官が再審開始決定に不服がある場合は、再審公判においてそのような主張を行う機会が保障されているものであるから、再審請求手続の長期化を招く、再審開始決定に対する検察官による不服申立ては行えないようにすべきである。 　よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について、刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望する。 １　再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。 ２　再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正すること。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和３年12月17日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　法務大臣 内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 【件　　　名】選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書 現行の民法では、婚姻時に男女どちらかが一方の姓に変更しなければならず、同姓、別姓を選択する自由はありません。本来どちらの姓を選択しても良いにもかかわらず、実際には９割以上の女性が夫の姓に変更しており、男女平等の観点からも問題視されています。 また、結婚に際して夫婦同姓を法律で強制している国は、世界で日本だけです。 こうした現状を人権問題と捉え、国際連合の女性差別撤廃委員会は、３度にわたり日本政府に是正勧告を行っています。 にもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓の導入を答申してからすでに四半世紀を迎えますが、国会での議論は進んでいません。 一方、不利益を訴える訴訟が続いています。今年の６月、最高裁判所は夫婦別姓を認めない規定は「合憲」と判断。同時に制度の導入は、国民の意識の変化が著しいことから「司法」の問題ではなく、国会による「立法」で解決すべき問題であると2015年12月の判決を踏襲しました。しかし、2015年の判決では全裁判官15人のうち合憲が10人、違憲が5人。今年の判決では11人が合憲、4人が違憲と大法廷内でも意見が分かれていることがうかがえます。 多くの国民が切実な思いで法改正を待ち望んでいる中、第５次男女共同参画基本計画では、「選択的夫婦別姓」の文言が削除され、「旧姓使用」の拡大方針が示されました。しかし、住民票やマイナンバーカードでは認められても、法的行為、海外渡航、登記、投資、保険、納税、資格、論文を連続的に出す場合などにおいて、法的根拠のない旧姓は使用不可となる場合が多く、夫婦別姓に取って代わるものではありません。 また、近年は初婚年齢が上昇し、男女ともに生まれ育った氏名で信用、実績、資産等を築いた時期に結婚するケースが多く、改姓に必要な手続は煩雑さを増し、戸籍通りの姓でキャリアを継続したい、男女対等でありたいと望むがゆえに事実婚を選択せざるを得ない夫婦が少なくないとみられます。別姓で結婚したくてもできない、さらに事実婚では子どもの婚外子問題、相続、契約、税金の優遇など様々な公的サービスが受けられないなど二重の不利益が生じます。 2018年の世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は67％で、反対の29％を大きく上回り、特にも30代では84.4％が賛成し、若い世代ほど理解を示しています。別姓が選べなくて結婚できなかった20代の男性が2.4％もいたという調査結果は、男性にとっても切実な問題であることを物語っています。 選択的夫婦別姓制度は「選択的」という言葉の示す通り、家族で同じ姓の方が一体感が深まると同姓を希望するカップル、別姓を望むカップルそれぞれに対し、選択の自由と多様性を認める制度であります。女性・男性どちらも改姓による不利益を被る事なく、老後も法的な家族として支え合える誰もが生きやすい社会を実現するために速やかに民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求めます。 以上、地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出します。